

鈴鹿市自動車利用禁止事件の 裁判を支える会（仮） 結成集会

日時

2023年1月7日(土)

時間

午前10時～12時

場所

アスト津4階 第1会議室
(津市羽所町700)

参加お申込は、
右フォームへ入力
または別紙をFAX
でお送りください。

<https://forms.gle/7ZUTag8Ybz5LDkn77>



身体に障害や難病のある原告さん親子（80代母親と50代息子さん）は生活保護の開始が決定され、自動車保有を容認されました。しかし、市から運転記録票の提出を強要され、これを拒否したところ保護停止処分を受けました。原告さんらは身体障害者手帳を所持しており、通院や買い物などに自動車は欠かせませんが、運転記録票の提出を義務とすることはプライバシーや移動の自由という人権の侵害に他なりません。原告さんらは支援者や弁護士とともに、津地裁に処分の停止をもとめて提訴しました。このたび、この裁判を広く社会に呼びかけ、勝訴を後押しするために支える会を立ち上げます。ぜひ皆さまも本集会にご参加いただき幅広いご支援をお願いいたします。

内容

1. 裁判経過の解説（芦葉甫 弁護士）
2. 原告さんらからの訴え
3. 自動車保有問題をめぐる全体的な解説（太田伸二 弁護士）
4. 他地域からの状況報告
5. 質疑応答

【お問合せ先】

・三重県生活と健康を守る会連合会 下井信夫
電話：090-1098-6029 FAX：059-354-5088
・三重県社会保障推進協議会 田中武士
電話：090-9830-5492 e-mail：bushi.tanaka.7@gmail.com

FAX→059-354-5088

鈴鹿市自動車利用禁止事件の裁判を支える会(仮)
参加申込書

氏名	
住所	都道府県 市町村
電話番号	
メールアドレス	
参加方法	会場 ・ Zoom ※どちらかにマルを付けてください。なお、感染予防の観点から、会場の定員は40人とさせていただきます。ご了承ください。

※Zoom参加の方には1月5日までにご案内のメールをお送りする予定です。メールが届かない場合は、表面の連絡先へお問合せください。